

浄化槽機能保証制度に基づく保証の内容

表面記載の保証登録浄化槽は下記の事項が保証されております。

1. 保証の対象

保証の対象となる浄化槽には、浄化槽に接続する流入管、放流管を含む配管 設備並びにその附帯設備を含まない。

2. 保証期間

保証制度による保証の期間は、保証登録浄化槽の使用開始の日から10年とする。ただし、駆動部分及び散気管については、使用開始の日から1年とする。

3. 対象となる機能異常

「機能保証制度規約第5条抜粋」

第5条 保証制度による保証は、浄化槽管理者からの申立てにより、保証登録浄化槽の施工に起因した漏水、破損、変形又は施行細則に掲げる機能異常を認めた場合に行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、保証制度による保証は行わないものとする。

- 一 保証登録浄化槽の製造上又は維持管理上の不備による場合
- 二 自然災害による場合
- 三 火災、爆発、暴動等偶然かつ外来の事故による場合
- 四 施工基準に合致しない施工による場合
- 五 保証登録浄化槽の管理者又は使用者の著しく不適切な維持管理若しくは通常予測される使用状態と著しく異なる使用による場合
- 六 保証登録浄化槽の通常使用によって生じる経年劣化の場合

「機能保証制度規約施行細則第2条抜粋」

第2条 規約第5条に規定する漏水、破損、変形以外の機能異常は、次に掲げるとおりとする。

- 一 槽の浮上又は沈下
 - 二 水平の狂い
 - 三 内部設備の固定不良
 - 四 その他全浄連会長が認めた場合
- 2 当該浄化槽製造業者の倒産等による場合。
 - 3 全浄連が定めた「浄化槽施工マニュアル」若しくは市町村が定めた施工基準に適合したものとする。

4. その他

機能に異常があると判定された保証登録浄化槽について、保証制度に基づいて全浄連 が講ずる措置で全浄連が負担する額の1基当たりの限度額は、浄化槽機能保証制度規約施行細則に定められた額とする。